



EU法

(補講)

問題1 以下の文章を読み、空欄にあてあまる適語を解答用紙に記入しなさい。

一般的な国際機関とは異なり、EUには立法権が与えられている。EUの立法機関である(あ)や(い)が制定する(う)は国内法への置き換えを必要とせず、直接的に適用されること、また、加盟国だけではなく、個人(私人)の権利・義務について定めることができる点で、一般的な国際法とは異なる。これらの点でEUは特殊な国際機関であり、「超国家的機関」と呼ばれている。(あ)や(い)が制定した第2次法によって自らの権利が侵害された、または、不相応に重い義務を課されたと考える個人(私人)は、第2次法の有効性を争い、EU裁判所に提訴することができる。ただし、個人は、第2次法によって(え)に権利・義務を課され、また、第2次法の影響を(お)に受けていなければならない。例えば、フライトの欠航や大幅な遅延について、航空会社は乗客に補償金を支払わなければならないとする内容の規則が(あ)と(い)によって制定されているが、この規則は全ての航空会社に適用され、ある特定の航空会社が(お)に影響を受けるわけではないため、航空会社の訴えは認められない。これによってEU裁判所の負担を軽減することができるが、(お)要件が課されている点で、行政訴訟としての性質を持ち合わせている。つまり、(お)要件が満たされるのは法律ではなく、行政行為である。なお、EU裁判所とは3つの裁判所の総称であり、個人が第2次法の有効性を争う訴えの第1審は(か)であるが、(か)の判決に不服がある者は、(き)に控訴しうる。

ところで、EUはありとあらゆる内容の法律を制定しうるわけではなく、EUが立法権を有する案件は基本条約において定められている。基本条約は度々改正されているが、従来のEC条約は、2009年12月、(く)条約に従い、(け)条約に改められた。現行基本条約としては、そ

の他に EU 条約を挙げるができるが、EU が立法権を有する分野・案件、別の観点から述べるならば、EU の政策分野の詳細は EU 条約ではなく、(け) 条約で定められている。また、立法手続の詳細も (け) 条約で定められている。それによれば、(あ) と (い) は共同で EU 第 2 次法を制定しなければならないが、(あ) は拘束力の無い意見を述べるに過ぎず、(い) が唯一の立法権者となる案件もある。このような特別な立法手続は、例えば、加盟国の重大な利益に大きく関わる案件（間接税の調整、家族法の分野における第 2 次法の制定等）に適用される。その際、(い) は (こ) ではなく、全会一致で意思決定をしなければならないという点でも特殊な立法手続である。(い) は (あ) の意見に拘束されないが、(あ) の意見を聴かずに第 2 次法を制定するとき、第 2 次法は無効となる。(あ) は第 2 次法の有効性を争い、(さ) に訴えを提起することができるが、個人の訴えとは異なり、(え) 要件と (お) 要件は課されない。



EU法

(補講)

問題 以下の文章を読み、空欄にあてあまる適語を解答用紙に記入しなさい。

EUには(ア)、(イ)(ウ)という3つの裁判所が設けられているが、これらをまとめてEU裁判所と呼ぶ。各裁判所間の管轄権の配分は以下の通りである。

- ① EUの諸機関では多くの職員が働いているが、職員の処分や待遇等に関し、職員・EU間で争いが生じるとき、訴えは(ウ)によって審査される(第1審)。(ウ)の判断に不服がある者は、(イ)に控訴することができる(EUの機能に関する条約第257条第3項)。なお、EU法の統一や一貫性を害する重大な危険性があるとき、(ア)は(イ)の判断を審査することができる(第256条第2項)。
- ② EU法の有効性を争ったり、EU法によって権利を侵害されたと考える者(個人)の訴えは(イ)が第1審裁判所となる。EUの行政機関である(エ)がEU法に違反する者(個人)に対し提起する訴えも同様である。(イ)の判断に不服がある者は(ア)に控訴することができる。
- ③ これに対し、加盟国やEUの諸機関がEU法の有効性を争い提起する訴えは(ア)に提起されなければならない。加盟国間の訴えや、(エ)が加盟国に対し提起する訴えも同様である。(ア)は最上級審であるため、(ア)の判断に不服を申し立てることはできない。

EUのように独自の司法機関を設けている国際機関は少ない。また、EUの司法機関には強制的管轄権が与えられていること、つまり、(オ)や、EU裁判所の判決には拘束力・強制力があ

り、判決に従わない者に対し、EU 裁判所は課徴金の支払いを命じることができる点で EU は特殊な国際機関であると言える。

さらに、すでに触れたように、個人に訴権を与えている点で EU は特殊である。ただし、誰でも原告になりうるわけではなく、EU 法の影響を個人的に受けている者でなければならない。例えば、マイクロソフト社は独占的地位を濫用し、EU 内の公正な競争秩序を害したとし、(エ) が同社に制裁を科す EU 法を制定する場合のように、特定人を対象にして EU 法が制定されていなければならない、対象となった特定人(マイクロソフト社)のみが原告になりうる(原則)。なお、前述したように、(エ) は行政機関であるため、(エ) が発するのは(カ)である。EU 法体系下では、(カ) や立法機関が制定する(キ) が特に区別されていないことが多い。確かに、(ク) では両者の違いが明確にされていたが、フランスや(ケ) で実施された(コ) で批准反対派が過半数に達したことを受け、加盟国は(ク) の発効を断念した。現在の EU は、代わりに制定された(サ) に依拠しているが、(サ) は(カ) と(キ) を区別していない(EU の機能に関する条約第 288 条参照)。

上述したように個人の訴権は制限されている。これは EU 裁判所の負担を軽減するためであり、また、この訴訟が行政訴訟であることによるが、真に権利保護を必要とする者に対しても裁判所へのアクセスは閉ざされているとして、かねてより厳しく批判されている。これを受け、(サ) によって制度は改められ、「原告に直接的に関わり、さらなる執行措置を必要としない規則としての性質を有する法規」について、個人は訴えを提起できるようになった(EU の機能に関する条約第 263 条第 4 項)。しかし、「規則としての性質を有する法規」とは、EU 第 2 次法としての規則ではなく、(カ) を指すため、その性質上、特定人に対して発せられる法である。その特定人のみが原告になりうる点で従来と同じである。

さらに、EU は個人の基本権を十分に保護していないという批判もあるが、このような批判は主に農業政策の分野で主張されてきた。例えば、ワインの生産量が著しく増えたことを受け、EU 理事会は規則を制定し、生産規制を実施することになったが、これによって、ワイン畑の利用価値がなくなったり(所有権の侵害)、廃業・失業に追い込まれる者が出た(経済活動の自由や生存権の侵害)。なお、このような生産規制に関する規則は、ワイン農家であれば誰にでも適用されるた

め、農家が規則の有効性を争い、EU 裁判所に提訴することは（ シ ）。しかし、同規則に従い、具体的な生産規制を実施するのが加盟国であるとき（例えば、A 農家は〇〇リットル、B 農家は△△リットル、生産量を減らすと決定したり、違反する者に特別の措置を発するのは加盟国である）、農家は加盟国の措置を争い、国内裁判所に提訴することができる。この訴訟手続において、国内裁判所は規則の有効性について判断してよいとすれば、加盟国間で裁判所の判断が異なり、規則が EU 全域で統一的に適用されない危険性がある。それゆえ、国内裁判所は EU 裁判所に判断を求め、EU 裁判所の判断に従い、判断することになる。なお、ここでの EU 裁判所とは（ ア ）であり、この訴訟手続を（ ス ）と呼ぶ。

EEC の発足当初、（ ア ）は、EU 法は基本権保護について定めていないという理由に基づき、基本権を保護する必要性を否定した。しかし、1960 年代末には判断を改め、基本権保護の重要性を指摘するようになった。なお、すでに触れたように、EU 法は基本権保護について定めていなかったため、（ ア ）は基本権保護を（ セ ）とし、（ ソ ）や全加盟国が締結している（ タ ）に照らし EU 法を審査したが、（ ア ）は EU の政策、つまり、経済統合を優先させる傾向にあり、基本権侵害を理由に EU 法を無効と判断したのは例外的であった。

ところで、（ チ ）条約によって EU は経済分野以外でも管轄権を持つようになった。（ チ ）条約の発効当時、（ ツ ）は第 3 の柱の政策として位置づけられていたが、2 度の条約改正を通じ、超国家的組織としての EU（第 1 の柱）の政策に移されることになった。現在、（ ツ ）は（ テ ）と呼ばれているが、そこで扱われる刑事政策、個人情報保護、テロ対策等では基本権保護が特に重要となる。それゆえ、EU 裁判所による基本権審査も強化され、基本権侵害を理由に、EU 第 2 次法は無効と判断されるケースが増えている。

（ ツ ）の「自由」とは人の移動の自由を指す。また、「正義」とは、例えば、EU 加盟国の国民は、他の加盟国に移動しても権利を失わず、また、他の加盟国でも裁判所に訴えることができることを指す。もっとも、例えば、ドイツの裁判所に離婚を申し立てれば認められ、イタリアの裁判所に申し立てれば認められないというような状況が生じれば、「正義」は実現されない。そのため、（ ツ ）の政策の一環として、EU は加盟国の（ ト ）を統一している。ただし、離婚に関する規定そのものを統一する権限は EU には与えられておらず、加盟国の下に残っている。

1. 欧州理事会と EU 理事会の構成上の違いについて説明しなさい。
2. 下記の表は、欧州理事会の議長と EU 理事会の議長（議長国）の違いに関するものであるが、空欄を埋めなさい。

	欧州理事会	EU 理事会
議長（議長国）		
任期		

3. 以下の文章内には誤りが含まれているが、それを指摘し、訂正しなさい。
 - (1) 欧州理事会は EU の最高意思決定機関であり、法律（EU 第 2 次法）を制定することができる。
 - (2) 三権平等の理念に従い、行政機関である欧州委員会は EU 理事会によって任命される。
4. EU 理事会が全会一致で意思決定をするのは、どのような場合か説明しなさい。
5. EU 理事会が特定多数決で意思決定する場合と絶対多数決で意思決定する場合とではどのような違いがあるか説明しなさい。

	特定多数決	絶対多数決
各国の持票数		
可決に必要な票数		

6. 特定多数決制度において、加盟国の持票数はその人口に完全に比例していないが、その理由について説明しなさい。